

最近改正 令和4年3月31日例規（務）第47号

この度、大阪府警察取調べ状況管理業務実施要領を制定し、令和3年4月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別 記

大阪府警察取調べ状況管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、取調べ状況管理業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「取調べ状況管理業務」とは、総合情報管理システムにより、被疑者取調べの監督の実施要綱（平成23年12月21日例規（総）第86号。以下「要綱」という。）の規定に基づき行う被疑者取調べの監督に関する事務を処理するため、被疑者取調べの監督に係る情報を電子計算機に登録して管理する業務をいう。
- 2 前記1に定めるもののほか、この要領の用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第3 運用時間

取調べ状況管理業務の運用時間は、24時間とする。

第4 運用体制

1 運用責任者

- (1) 総務部総務課に取調べ状況管理業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。
- (2) 運用責任者は、総務部総務課長をもって充てる。
- (3) 運用責任者は、取調べ状況管理業務の総括管理を行うものとする。

2 運用副責任者

- (1) 総務部総務課に取調べ状況管理業務運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。
- (2) 運用副責任者は、取調べ監督室長をもって充てる。
- (3) 運用副責任者は、運用責任者を補佐し、取調べ状況管理業務の適正な運用を図るものとする。

3 取扱責任者

- (1) 総務部総務課、総務部留置管理課、生活安全総務課、地域総務課、刑事総務課、交通総務課、警察本部の犯罪捜査を担当する所属、組織犯罪対策本部及び警察署（以下「関係所属」という。）に取調べ状況管理業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- (2) 取扱責任者は、所属長をもって充てる。
- (3) 取扱責任者は、所属における取調べ状況管理業務の適正な運用を図るものとする。

4 取扱副責任者

- (1) 関係所属に取調べ状況管理業務取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。
- (2) 取扱副責任者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。
 - ア 警察本部の所属 次長又は副隊長
 - イ 組織犯罪対策本部 組織犯罪対策本部副本部長
 - ウ 警察署 副署長又は次長
- (3) 取扱副責任者は、取扱責任者を補佐し、所属における取調べ状況管理業務の運用に関する事務の適正を図るものとする。

5 取扱担当者

- (1) 関係所属に取調べ状況管理業務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。
- (2) 取扱担当者は、総務部総務課及び警察署にあっては取調べ監督官を、総務部総務課及び警察署以外の関係所属にあっては警視又は警部の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者をもって充てる。
- (3) 取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、所属における取調べ状況管理業務の運用に関する

る事務を行うものとする。

6 取扱担当補助者

- (1) 警察署の取扱責任者は、必要により、警部補以下の階級にある警察官のうちから取調べ状況管理業務取扱担当補助者（以下「取扱担当補助者」という。）を指定することができる。
- (2) 取扱担当補助者は、取扱担当者の指揮を受け、取扱担当者の事務を補助するものとする。

7 端末操作者

端末装置の操作を行うことができる者（以下「端末操作者」という。）としてアクセス権等の申請等に関する要領（平成30年3月16日例規（情）第21号）第7の規定によるアクセス権の付与の対象となる者は、取調べ監督官及び監督補助者並びに関係所属の職員のうちから取扱責任者が業務上必要と認めて指定する者とし、当該アクセス権が付与された者をもって端末操作者とする。

第5 登録

被疑者取調べの監督に係る情報の電子計算機への登録の種別、登録の時期及び登録する端末操作者は、次の表のとおりとする。

登録の種別	登録の時期	登録する端末操作者
被疑者取調べ等 予定登録	被疑者取調べを行うときその他取調べ室を使用するとき。	全端末操作者
被疑者取調べ等 結果登録	被疑者取調べを終了したときその他取調べ室の使用を終了したとき。	
視認確認結果登録	取調べ室の外部からの視認により、被疑者取調べの状況の確認を行ったとき。	取調べ監督官、監督補助者及び取扱担当補助者
確定登録	被疑者取調べの状況の確認の結果を総務部総務課長に連絡するとき。	

第6 検索等

1 検索

取調べ状況管理業務により行うことができる検索は、前記第5の規定により登録された情報の検索とし、端末操作者が行うものとする。

2 回答

検索した結果は、端末装置の画面に表示するものとする。

3 留意事項

回答の内容については、司法書類等に記載し、又は無線装置による伝達をしてはならない。

第7 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第11条第1項の規定により、取調べ状況管理業務において取り扱う情報の分類については、機密性2（中）情報、完全性2（高）情報及び可用性2（高）情報とする。

第8 指導及び教養

取扱責任者は、所属職員に対し、取調べ状況管理業務の適正かつ効果的な運用を行うため必要な指導及び教養を実施するものとする。